

令和8年第3回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年4月21日（火曜日） 午後 2時02分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第 2号 専決処分の承認について

「羽幌町税条例の一部を改正する条例」

第 5 承認第 3号 専決処分の承認について

「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

第 6 承認第 4号 専決処分の承認について

「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」

第 7 承認第 5号 専決処分の承認について

「令和8年度羽幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

第 8 議案第34号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

第 9 議案第35号 令和8年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）

第10 議案第36号 令和8年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第37号 令和8年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	藤 岡 典 行 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君

総務課長	伊藤雅紀君
地域振興課長	飯作昌巳君
財務課長	清水聡志君
財務課長補佐	門間憲一君
財務課税務係長	道端篤志君
町民課長	大平良治君
福祉課長	木村和美君
上下水道課長	渡辺博樹君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長補佐	木村謙彦君
学校管理課長	熊谷裕治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木繁君
総務係長	田中康裕君
書記	廣谷将大君
書記	坂本樹君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和８年第３回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 ２時０２分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和８年第３回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は専決処分の承認４件、議案として支払督促の訴訟への移行による訴えの提起１件、令和８年度補正予算案３件の計８件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、

１０番 平 山 美知子 君 １番 佐 藤 満 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第３、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第２１条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号～承認第4号

○議長（村田定人君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」、日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました承認第2号、第3号及び第4号の3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和8年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、令和8年総務省令第45号、第46号及び第47号は、令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和8年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、賦課徴収に関しまして、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。軽自動車税種別割を軽自動車税とすることによる納税証明事項の改正と納期限後に納入する税金及び延滞金の規定について適用条項を削除するものであります。

次に、町民税に関しまして、1つ目に所得額算定方法の改正であります。（1）の株

式等配当所得の特例につきましては、総所得金額から除外する特定配当等のうち、特定大口株主配当等を除外しないこととするものであります。

(2) の長期譲渡所得の特例につきましては、令和8年度までとしていた優良住宅地等のための長期譲渡所得金額に係る軽減措置を令和11年度まで延長するものであり、令和10年1月からはその規定から土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域内の土地を除外するものであります。

2つ目に、所得控除の改正であります、(1) の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の見直しにつきましては、これまで扶養親族等申告書を提出する必要がなかった記載の方々も令和9年1月から提出が必要になったものであります。

(2) の医療費控除の特例期限延長は、令和9年度までとしていた特定一般用医薬品等購入費に係る適用期限を削除し、延長するものであります。

(3) の肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限延長は、令和9年までとしていた期限を令和12年度まで延長するものであります。

2ページをお開き願います。3つ目に、税額控除の改正であります、(1) の寄附金税額控除の改正は、1つ目に復興特別所得税の課税期間の延長と令和10年1月から防衛特別所得税が創設されるものであります。

2つ目に、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の年の翌々年の1月から特定暗号資産取引に係る課税を見直されるものであります。

(2) の住宅借入金等特別税額控除の改正は、平成20年度から平成28年度までの特別税額控除に係る条文を削除し、また令和9年1月施行で居住年が平成21年から令和12年までの各年の場合、平成22年度から令和20年度までの特別税額控除について、令和25年度まで延長するものであります。

4番、項ずれの反映は、ただいま申し上げました第36条の3の3の改正及び附則第7条の3を削ることによる項ずれを整理したものであります。

次に、固定資産税についてであります、1つ目に免税点の引上げにつきまして、令和9年4月から家屋は現行の20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものであります。

3ページを御覧ください。2つ目に、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合等につきまして、高齢者移動等円滑化法に規定する特別特定建築物で、利便性等向上改修工事が行われたものに係る課税標準の軽減割合を3分の1とするものであります。

(2) と(3) は、軽減を受けるための申告と対象施設の名称を改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物に変更するものであります。

3番、項ずれの反映は、自動車取得時に課税されていた環境性能割が廃止されたことによる整備であります。

次に、軽自動車税についてであります、ただいま申し上げた環境性能割が廃止される

ことによる関係条文の整理と軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正であります。

最後に、改正附則関係であります。施行期日は令和8年4月1日であり、内容ごとに適用区分及び経過措置を設けているものであります。詳細の説明は省略させていただき、改正条文、新旧対照表と併せてご確認いただければと思います。

これで承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧願います。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和8年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、令和8年総務省令第45号、第46号及び第47号は、令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和8年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正内容であります。先ほどの説明資料6ページと7ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。

1つ目の子ども・子育て支援納付金の創設についてであります。令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に関し、国民健康保険税と併せて当該納付金を徴収するものであります。

2つ目の課税限度額の見直しであります。保険税負担の公平性の確保等を図る観点から適宜課税限度額の見直しを行っております。今回の改正は基礎賦課額に係る賦課限度額を66万円から67万円に、後期高齢者支援金分と介護納付金分に変更はなく、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加され、合計の課税限度額は現行の109万円から113万円に引き上げられることになります。

次の表が子ども・子育て支援納付金課税額であります。所得割額が基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じた額、均等割額が被保険者1人につき1,000円、18歳以上被保険者1人当たり100円を加算するもので、平等割額が世帯当たり1,000円となっております。

4番、軽減判定所得の基準額の見直し及び子ども・子育て支援納付金課税額における各軽減であります。国民健康保険税においては低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割に軽減しております。これら

軽減の基準額については、消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、今回の改正は軽減判定所得を拡充するものであります。

6 ページの改正前と7 ページの改正後を併せて御覧願います。7 割軽減は変更ありませんが、5 割軽減と2 割軽減の被保険者に乗じる金額の改正で、5 割軽減は30万5,000円を31万円とし、2 割軽減は56万円を57万円とするものであります。

最後に、施行期日及び経過措置につきましてもそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧願います。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和8年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、令和8年総務省令第45号、第46号及び第47号は、令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和8年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容であります。先ほどの説明資料8ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。

1つ目に、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合につきましては、先ほどの固定資産税と同様の内容であります。

2番、項ずれの反映は、自動車取得時の環境性能割が廃止されたことによる整理と改修特別特定建築物に係るわがまち特例の規定を新設することによる整理であります。

最後に、施行期日及び経過措置につきましてもそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第4号の説明を終わります。

以上、承認第2号、第3号及び第4号につきまして、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時19分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号

○議長（村田定人君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「令和8年度羽幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和8年4月21日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和8年度羽幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書でありますが、令和8年3月27日付による専決処分であります。

次のページをお開き願います。補正をいたします内容は、予算書の予算総則に記載をすべき事項に不備がありましたことから補正をするものであります。

内容を説明いたします。第2条及び第3条につきましては、記載漏れのありました条項であり、新たに予算総則に加えるものであります。

第2条では、特例的収入及び支出として、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を定めております。

第3条では、企業債として、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に特別損失の賞与引当金繰入額が含まれておりませんでしたので、補正をいたします特別損失の賞与引当金繰入額123万4,000円を加えた職員給与費1,860万円を計上しております。

なお、収益的収支及び資本的収支とも予算総額に変更はございません。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「令和8年度羽幌町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第34号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第34号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

次のとおり訴えの提起をすることについて、議会の議決を求める。

令和8年4月21日提出、羽幌町長。

提起する訴えの内容であります、まず訴えの相手方ではありますが、議案に記載のとおりであります。

次に、訴えの趣旨であります、1、相手方に滞納している公営住宅使用料61万1,700円の支払いを求める。2、訴訟費用は相手方の負担とする。

次に、訴訟遂行の方針であります、1、弁護士を訴訟代理人と定める。2、判決の結果、必要がある場合は上訴する。3、必要がある場合は和解する。

提案の理由であります、相手方は公営住宅使用料を滞納しており、再三の催告にも応じないため、札幌簡易裁判所宛てに民事訴訟法第383条の規定による支払い督促の申立てを行い、その滞納額の徴収を図ったところ、相手方が同法第390条の規定による督促異議を申し立てたため、同法第395条の規定により、支払い督促のときに遡って訴えの提起があったとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第34号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起についての質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 金額が結構大きいのですけれども、実際どのぐらいの期間滞納なさっていたのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

今回の滞納につきましては、まず平成23年の8月の住宅使用料の一部から23年9月、そこからその翌年の3月までが全額で、これにつきましては23年度分ということで未納額が17万1,200円で、平成24年度分につきましては1年分全額ということで26万7,600円で、少し飛びますが、平成29年度分につきましては平成29年の11月分の一部と12月から3月分までの全額ということで29年度分が17万2,900円で合計が61万1,700円となっております。

○議長（村田定人君） 6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） あと、ちょっと気になったその理由です。理由の中で民事訴訟法の 390 条で異議を申し立てたということで、仮処分を停止するような意味での異議なのかなと思うのですが、具体的にどういう、それが間違っているという異議なのか、その辺、相手が取った処置に対してもう少し説明していただけると助かります。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

この支払い督促に関しましては、差押えのできない公営住宅使用料等々の債権回収のため一番費用が安くて時間的にも割と早く終わる制度になっています。私どものほうで必要な書類を作って裁判所のほうにまず申立てをを起こすのですが、これについても裁判官がやるわけではなくて、書記官が書類上で問題がなければ相手方に対して通知を行って、相手方も異議申立てが来るとそこで訴訟に移ってしまいますけれども、今回につきましては、相手方としましては分割で払いたいという形の申立てをしていると。もともとその異議申立てにつきましては、裁判所のほうからその通知が行く際に必ず一緒に異議申立書の書類が入ってきます。そこに必要なことを書いて裁判所に提出がされますと、問題がなければ申立てがあったという形になります。

○議長（村田定人君） 6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） 今後のことなのですが、この滞納金額プラス訴訟費用も上乗せして請求すると訴えの趣旨ということで書いてあります。次の補正予算でその回収事業ということで 20 万 9,000 円が予算に計上されるのですが、それをまるっきり乗せるとの争いというか、例えば相手が分割にしたいと言っても、その裁判費用の 20 万 9,000 円も入ったものを分割なりでもということになるのか、あくまでも 61 万 1,700 円の家賃分だけの精算、その辺をもう少し教えてください。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、滞納分については全額納めていただく。これはルールになっていますので、いただきます。訴訟費用についてなのですが、僕らもふだんこういうことはやらないので、分からない部分もあったのですが、基本的には弁護士費用という部分につきましては、これは訴訟費用という中には入らないという形になっているそうです。ですので、かかる費用といたしましては、まず支払い督促の申立てをしている段階で通常訴訟費用の半分を印紙で納めています。あと、必要な通知に係ります郵便代とかかかっています。今回訴訟に移行した関係で、もともと払っている訴訟費用が半分になっていますので、足りない半分の印紙代、あとここから相手方に通知ですとか出す切手代、これを裁判所のほうに納める形になりますので、その分だけが訴訟費用という形になりますので、今のところ押さえているのが、そちらの訴訟費用としては 1 万 7,000 円程度になるというふうに計算しております。

○議長（村田定人君） 6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） となると、委託料、弁護士分を町がかぶると言ったら変ですけども、それもどうなのかなというのが、通常の訴訟費用ということですけども、一応公金というか、町のみんなのお金なわけですから、その辺もいただけるものはいただくような方向も今後必要なのではないかなというふうに思っていますが、今回はちょっとあれなのかもしれませんけれども、弁護士費用がかさむ、あんまりそんな頻繁にあることではないとは思いますが、何年か前にはそういうこともあったりもしましたので、今後こういう弁護士を使って裁判になる事案があったときに、なるべくやっぱり出すものは少なく、出してもちゃんと回収できるような制度設計をしたほうがいいかなというふうに思いました。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり本来何もなければ使用料も納めていただいていた、こういった費用かからないで終わっていたものというふうには捉えております。ただ、どうしてもその制度的に弁護士費用について我々が請求しないわけではなくて、もともとこういう裁判に関しては弁護士費用、訴訟部分について、それは相手方に請求できるものではありませんので、ですのでそこがもらえないという形になっております。何度もあれですけども、こういう形にならないようにできるだけ話合いで、分納等々で終わらせればよかったんですけども、このままでいくとどうしてもこの費用、20 万ちょっとかかりますけれども、このまま相手方に払っていただけないと60 万円全て放棄しなければならなくなってしまうので、大変申し訳ないのですが、その費用の面についてはご理解していただければと思います。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起については原案のとおり可決されました。

◎議案第35号～議案第37号

○議長（村田定人君） 日程第 9、議案第 35 号 令和 8 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 10、議案第 36 号 令和 8 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 11、議案第 37 号 令和 8 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、以上 3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1, 430 万 2, 000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 1, 630 万 2, 000 円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の 2 款総務費、支所費において焼尻総合研修センター施設管理事業 208 万 1, 000 円の増額は、大雪により集合煙突及び屋根の一部が破損、変形したため改修するものであり、当初予算で予定していた軒天等の修繕料を減額し、工事請負費として実施するものであります。

次に、7 款商工費、商工振興費において 6 次産業化推進事業 400 万円の増額は、町内の漁業者において水産物の加工販売を始めるため、必要とする建物の取得費に対し補助するものであります。

同じく観光費においてサンセットプラザ施設管理事業 801 万 2, 000 円の増額は、指定管理者の変更により旧指定管理者が整備した備品等を有償で買い取り、引き続き新指定管理者において使用するものであります。

次に、8 款土木費、住宅管理費において債権回収事業 20 万 9, 000 円の増額は、公営住宅使用料の滞納者に対し、民事訴訟法による支払い督促の申立てを行ったところ、相手方が督促異議を申し立てたことから、通常訴訟に移行する経費として役務費と委託料を予算化するものであります。

歳入につきましては、サンセットプラザ施設管理事業にまちづくり事業基金繰入金を充て、その他の事業には財政調整基金繰入金を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 88 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6, 388 万円とするものであります。

今回の補正は、昨年 12 月の第 10 回定例会において補正させていただいた子ども・子育て支援金制度に係る支援金を徴収するためのシステム改修に関し、事業者側から年度内に対応できないとの申出があったため、改めて令和 8 年度予算に計上するものであり、歳入につきましても全額国庫支出金で賄えるものであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 66 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 566 万

円とするものであります。

こちら国民健康保険事業と同様に、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用を計上するものであり、歳入につきましても全額国庫支出金で賄えるものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第35号 令和8年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 商工費のサンセットプラザ施設管理事業、備品購入費について伺います。

3月22日に総務産業常任委員会が行われまして、事前に説明を受けておりました。その際の説明資料の中では、728万2,859円という内容で説明を受けたわけですが、金額が801万2,000円ということで、説明よりも増額された内容で今回提出されています。具体的な変更の内容を含めて、その辺をもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 答えいたします。

総務産業常任委員会のときは簿価で説明させていただいたのですが、その後簿価に消費税分がかかるということが相手方との協議の中で出まして、それで消費税分が加わったような形になっております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） そうしたら、この728万2,000円に消費税を掛けた分という解釈ですか。ほかに備品が増えたり、減ったりだとか、その単価だとか、そういうものは変化がなく、あくまでもこの700万に消費税、消費税がそこでかかるのかちょっと分からないですけれども、そこをもう少し詳しく教えてください。

○議長（村田定人君） 商工観光課長補佐、木村謙彦君。

○商工観光課長補佐（木村謙彦君） お答えいたします。

当初常任委員会のときにご説明さしあげたときに全部で35品目あったのですが、そのうち5品目については無償で譲渡いただけると。3品目につきましては、譲渡を受けない形になりまして、合計で27品目になったのですが、その27品目の合計金

額に消費税を掛けた金額ということになっております。

以上です。

○議長（村田定人君） 6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） 委員会のときにもちょっと触れたかなと思うのですがけれども、もし変更があった場合、また委員会等でも示してほしいなということで、資料が古いまんましかないので、もし機会があればどのようなものが減ったか、増えたか、増えるということではなくて買取りしなかったですとか、そういうのをつけてほしいなというふうに思います。

もう一つ質問ですが、毎年11月、12月頃にいきいき交流センターの管理収支実績書というのが議員説明会等で説明されます。今年も令和7年度分のそういう実績報告があるのか、その際に今回買い取った収益、収入の項目として入ってくるのか、その辺というのは……収入ですね。収入項目の中でそういう買い取った金額というのは出てくるのかなというふうに勝手に思っているのですが、まず実績報告がされるのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） お答えいたします。

新たな指定管理者につきましても9月で決算ということで……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時50分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 先ほどは失礼しました。お答えしたいと思います。

旧指定管理者の実績報告については、会計年度が終わった9月以降、また同時期ぐらいになろうかと思っておりますけれども、12月議会の頃にしたいと思っております。

それと、先ほど収入に入るかということでしたが、これについては収入には入らないということで回答させていただきます。

○議長（村田定人君） 6 番、小寺光一君。

○6 番（小寺光一君） 分かりました。実績の報告書の中で減価償却費ということで毎年200万ですとか、前は274万とか入ってきているのですがけれども、今回のこの前回の委員会での説明では減価償却費の残額分をその金額に、それを計算のあれにしているということで説明があったので、今までの決算の中にこの金額が入っていたのかなというのがちょっと疑問があったので、先ほど質問させていただきました。

これからのことなのですけれども、委員会の中でもちょっと触れてはいたと思うのですが、町のほうで知らない間に交換されていたものですか、そういうのもあったというふうに説明がありました。今後、今新しい指定管理者とやるのですけれども、そのようなことがないような再発防止の話合いというか、もし何かそういうのがあるのであれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 再発防止の方法というか、定例的に打合せをすることはお互い確認し合っておりますし、何かありましたら随時こちらのほうに連絡くれるような、そういうような約束はしております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 令和8年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 令和8年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号 令和 8 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和 8 年第 3 回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2 時 55 分）